



<児童虐待対応>

医療機関

緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※1)

(土・日・祝日) 音声案内 ※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急性の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

○ 機関別対応の流れ

医療機関の関わりのポイント

緊急医療

医療的検査、治療（外傷、栄養不良）

医療的こころのケア（虐待者、被虐待児）

入院（治療、検査、保護）－付き添いについて配慮する－

虐待の情報収集

虐待の早期発見

医療機関は虐待を発見することのできる最も重要な機関の一つで、外傷で来院した事例、発育不良の事例等の中から虐待が疑われる事例を早期に発見し、警察や市町村、児童相談所に通告するという役割を担っています。

重症事例への危機対応

医療機関は危機的な状態の事例を扱うことが多いので、危機対応についての対策を院内で日頃から確立しておく必要があります。

まず、子どもの身の安全の確保が優先されます。入院は虐待発見時の対処法として最も好ましい選択肢の一つであることを認識して、児童相談所と連携をとりながら、保護者と子どもの分離が必要な際には積極的に社会的入院を活用します。

その際の留意事項として付き添いの問題があります。それは、保護者が付き添うことで自然な子どもの姿の観察ができなくなる、付き添い時に虐待が起こる可能性がある、保護者が付き添いを負担として入院を拒否する等、子どもの安全確保ができなくなることが考えられるからです。このようなことから、付き添いについては十分な配慮が必要です。

ハイリスク事例への対応

未熟児や障害児などは虐待へのハイリスク要因のひとつなので、早期からの予防的な対応が求められます。

危機的な状況でない場合には、初診時にはなるべく虐待の可能性には触れず、「発達や行動面で気になることはないか」を問診し、育児のアドバイスをを行い、保護者との関係作りを図り、できるだけ継続的な来院につなげます。医師側が少しでも虐待を疑っている態度を示すと、受診しなくなる恐れがあるので、指示的にならないよう配慮を要します。

虐待が疑われる事例については児童相談所へ通告し、保護者への援助についてもできるだけ児童相談所や福祉事務所（各区役所社会福祉課）、保健所、市保健センターとの連携をとりながら行います。

カルテなどの記録

カルテなどに傷害の状態、過去に受けた傷の痕跡など詳細に記しておくことが望まれます。

参考「静岡県児童虐待対応の手引き」